

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和7年6月23日（月）
会議時間	午前11時30分 ～ 午前11時47分
開催場所	第三委員会室
出席委員等	[委員長] 平野 裕子 [副委員長] 敷根 文裕 [委員] 三谷 英継, 三井 義文, 石井 昇, 松島 梢, 徳永 由美子, 岡村 芳樹  [オブザーバー] 村田 穰史（議長）
欠席委員等	なし
委員外委員	望月 庄子（副議長）
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三室 隆行 [次長] 鈴木 康二 [書記] 里吉 奏子, 秋葉 昌輝
協議事項	(1) 令和9年改選後のタブレット端末の活用について (2) 行政報告に対する質疑について (3) 次回の日程について

【決定事項】

- (1) 令和9年改選後のタブレット端末の活用について  
原則として「各自で所有するパソコン、タブレット端末を活用する」方向性で協議を進める。
- (2) 行政報告に対する質疑について  
「緊急質問で対応する」方向性で協議を進める。
- (3) 次回の日程（協議内容）について  
令和7年7月25日（金） 午前10時00分～

【令和9年改選後のタブレット端末の活用について】

- (1) 各会派からの主な意見
  - ・議会として議員全員に一律に貸与するのではなく、原則として各自で所有するパソコン、タブレット端末を活用すべき。
  - ・パソコンのほうがエクセル、ワード等は使用しやすい。SideBooksもパソコンで問題なく使える。
  - ・現タブレット端末の保証期間4年を1年延長し改選後1年は原則として各自で機器を用意することとしつつも、現タブレットを貸し出す運用も考えられる。
  - ・現タブレット端末については耐用年数と保証期間が終了した後も再利用して希望者に貸し出す運用もできる。
  - ・保証期間の終了に併せて各自のパソコンに変えていくべき。
  - ・機器を各自で用意することになった後も、会議室には複数台の機器を持ち込めるようにしてほしい。

(2) 質疑

(委員) 保証を延長する場合、年間どの程度の金額がかかるのか。

⇒(事務局) 見積をとらないと正確な金額は答えられないが、おおよそ一台当たり 1 万 2000 円ほどと考えている。

(委員) 全台を更新しないということもできるのか。

⇒(事務局) 保証の延長は一台単位でできると考えている。

⇒(委員長) 予算の面もあるので、事務局で詳細について調べていただきたい。

### (3) 方向性 (次回協議事項)

各会派の意見から、令和 9 年改選後のタブレット端末の活用については、議会として議員全員に一律に貸与するのではなく、原則として「各自で所有するパソコン、タブレット端末を活用すべき」ということで一致している。この方向性で進めるとして、検討課題等を抽出していただきたい。

## 【行政報告に対する質疑について】

### (1) 各会派からの主な意見

- ・行政報告に対する質疑については、緊急質問で対応すべき。
- ・行政報告に関する規定は、法律、会議規則上、何もないので、既にある仕組み (緊急質問) を活用すべき。(⇒会議規則第 6 1 条 緊急質問等)
- ・重大事案発生時などの特別な状況では緊急質問の制度を活用すればいい。
- ・行政報告に対する質疑を運用している他の市議会では、質疑を警戒して行政報告をしなくなるという事例があった。(したがって、緊急質問で対応すればいい)
- ・事前に通告を出さないと執行部も答弁できないので、その辺りの運用を決めるべき。
- ・行政報告に対しても質疑できる方がいい。
- ・(行政報告に対する質疑にも、) いろいろな問題点があると思うので、他の市議会の事例を研究して、この委員会で協議して決めていくべき。

### (2) 質疑

なし

### (3) 方向性 (次回協議事項)

「緊急質問で対応すべき」という意見が多くあった。その方向で協議を進めていく。緊急質問で対応する場合においても、様々な課題があると考えている。こちらも課題の整理をお願いしたい。

#### 【参考】佐倉市議会会議規則

(緊急質問等)

第 6 1 条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 平野 裕子